

新型コロナウイルス感染症対策に伴う「令和元年度 保健衛生施設等設備整備費国庫補助金交付要綱」の一部改正について(概要)

改正事項①

新型コロナウイルス感染症の検査については、現在、約4～6時間程度かかっている検査時間の短縮を図る技術の開発が進められてきたところ。

今般、新型コロナウイルスの検査の工程のうち、遺伝子の増幅時間をこれまでの約2時間から15分程度に大幅に短縮することが可能となる技術の評価結果が公表され、リアルタイムPCR法に加え、LAMP法が保険適用の対象となったことから、LAMP法に必要な「等温遺伝子増幅装置」を補助対象設備に加えることとする。

具体的には、第3表及び第4表に以下を追加する。

第3表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
感染症検査機関	設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (3) 等温遺伝子増幅装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数	感染症の検体検査に必要な設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1
新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (3) 等温遺伝子増幅装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数	新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1

第4表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (3) 等温遺伝子増幅装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数	新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備を購入するために必要な備品購入費	定額

**適用日について**

LAMP法が保険適用となった3月18日とする。